

(6) 遺失物・拾得物

学内で物品、金銭などを拾得、又は、紛失したときは、ただちに学生課に届け出てください。届出のあった拾得物については、学生課で一定期間（3ヶ月）保管していますので、紛失した物が届いているかどうか学生課にて確認することができます。なお、遺失物、拾得物を引き取る場合、学生証が必要となります。

◇ 自然災害による休講等の措置

1. 台風・暴風雨による休講措置

台風や暴風雨等によって、(A) (B) のいずれか、または、両方の状況が生じている場合は、授業（期末試験を含む）を休講します。ただし、その後、警報が解除されるなど (C) の状態になった場合に、休講措置を解除し、記載のとおり授業を実施します。

休講する場合	(C) 休講を解除する場合	
(A) 別府市又は別府市を含む地域に暴風警報、暴風雪警報又は特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が発令された場合	午前7時の時点で警報が解除されている場合	通常授業 (休講なし)
	午前7時の時点で警報が発令されている場合	1・2限休講
	午前11時の時点で警報が発令されている場合	午後休講
(B) JR別府大学駅・JR亀川駅到着便（上りおよび下り）が運休している場合	午前7時の時点で運行を再開している場合	通常通り (1限目から授業)
	午前7時から午前8時40分の間に運行が再開された場合	1限のみ休講 (2限目から授業)
	午前8時40分から午前11時の間に運行が再開された場合	1・2限のみ休講 (3限目から授業)
	午前11時の時点でなお運行が再開されない場合	終日休講

●注意事項

大学の休講措置の判断基準は上記のとおりですが、台風等気象の影響は地域により差があります。テレビやラジオで居住地の気象情報を把握し、自分自身で登校すべきかどうかをしっかりと判断してください。登校に危険があると判断し欠席した場合には、後日遅滞なく担当教員に欠席届（欠席の理由を明記す

ること)を提出してください。欠席届により、通学が困難であったと認められる場合には、本人の不利益にならないよう配慮します。

2. 地震による休講措置

地震が発生した場合は、当日または当分の間、授業を休講（試験を延期）することがあります。

別府市に震度5強以上の地震が発生した場合	当日休講とします。	
別府市に震度5強未満の地震が発生し、JR別府大学駅・JR亀川駅到着便（上りおよび下り）が運休している場合	午前7時の時点で運休している場合	1・2限目休講
	午前11時の時点でなお運休している場合	終日休講

3. 休講措置の周知方法

大学ホームページ上に掲載します。ただし、気象状況等によっては情報の更新が遅れる可能性もあるので、基本的に上記で判断してください。

4. 登校後の全学休講措置

平常通り授業を開始した場合でも、天候の悪化や地震の発生等によって、途中から休講にする可能性があります。その場合は、大学から指示をします。

5. 休講措置の補講

休講措置をした場合は、当該学期中に補講を実施します。補講の日程は掲示板でお知らせしますので、見落としのないように注意してください。教員から個別に補講連絡があった場合は、その指示に従ってください。